

改善求める 230 の声・願い

投票バリアフリー
実態調査 2025 から

日本障害者協議会 (JD)
代表 藤井克徳

障害のある人の投票に関して、合理的配慮を欠くことは、すべての人に保障された参政権を侵し、障害者権利条約第 29 条（政治的及び公的活動への参加）実現の妨げとなる重大な問題として、その改善を国などに求めてきました（JD 要請書 2025）。各地での当事者の声や実態などマスコミも大きく報道しました。

こうしたなかで総務省は、ホームページで「対応例」や「好事例」を紹介し、また総務省留意事項（別添 1）、厚労省事務連絡（別添 2）などを発しました。

こうした結果、参議院選挙 2025 では、各地の投票所でどのような改善の動きがあったのか、改善されたことや今後の課題など、障害のある人たちに率直な声や願いを尋ねました。

寄せられた 230 にわたる切実な声や願いを「情報保障」「投票所の環境」「投票方法、用紙」「郵便投票や期日前投票」「その他」の 5 分野に整理し考察しました。

全体的には、「改善された」と 3 割の回答があるなど改善の始まりを感じます。「投票巡回バス」などの好事例もあります。一方で、各地の選挙管理委員会のとりくみによっては、「格差」も広がっています。総務省、厚労省などの「通知」の周知徹底が求められます。また、要望の強い「郵便投票」の対象拡大や方法改善など各政党による検討も必要です。

特徴的な意見、改善課題としては、①アクセシブルでわかりやすい情報、②「自書」方式にこだわらない「○×方式」や IT など活用しての投票方法の改善、③郵便投票、期日前投票の改善、④安心して投票できる投票所の環境改善（スタッフの研修、「化学物質過敏症」などへの対策も）、⑤各地の選管と当事者（団体）との対話、⑥とりわけ知的障害のある人たちの事前学習支援などがあります。

総じて、それぞれの地域での選挙管理委員会と当事者（団体）との「対話」があれば、すぐにでも改善できる声が多かったことです。たとえば、筆記具では、「使い慣れた筆記具（点字機含め）など投票所では持ち込みが可能」なことや、「支援者が投票所内に同行できること」などの周知不足は否めません。

さまざまな選挙における、さらなる投票環境の改善が必要です。

○意見募集期間＝2025 年 8 月～2025 年 10 月

○募集方法＝インターネットによる自由書き込み方式。JD 加盟団体や JDF 関連団体にメールで呼びかけた。

○回答項目＝230

○回答者数＝72 人

○参議院選挙 2025 あなたの投票環境は改善されましたか？に対して、

「改善された」とこたえたのは 30%（21 人）

担当事務局＝薦部英夫（JD 副代表）、白沢 仁（JD 理事）、山本 忠（立命館大学教授）

連絡先＝日本障害者協議会（JD）

メール：office@jdnet.gr.jp TEL：03-5287-2346

2026 年 1 月 22 日

1) 情報の保障

1=比例代表名文字が小さくて見えない（飯能市 身体障害）

2=期日前投票に行くが、"選挙広報"の"配布"が遅く、参考にできない。なるべく、ネットで調べては居るが...。期日前に"選挙広報"を配布して欲しい！（松戸市 身体障害）

3=もっと分かりやすくしてほしいです。（一宮市 身体障害）

4=知的障害のある友人などを見ていると、文字を読んだり、理解することにサポートが必要な人にとってわかりやすい情報の提供は充分でないと思う。（東大阪市 身体障害）

5=選挙情報の中に、大きく福祉という感じになってしまって、障がい者に対する政策がわかるようにして欲しい。また、テレビ等で行っていると思うが、NHKはコマーシャルが無いので、広報の仕方があると良い。（郡山市 身体障害）

6=県の選挙管理委員会へ行き、要望を伝える話し合いをした。点字の立候補者の案内が期日前投票をするには、遅いと聞いたので伝える。立候補者の締切があつてから期日前投票までの期間が短いのが難点のところである。出来るところからしましょうと言われ、「立候補者の新聞広報の中で、余白に障害のある人へ投票所で代筆等の支援をします」と掲載してもらいました。また、「わからない事があったら、選挙管理委員会へご連絡ください」の文言も入れてもらいました。（鹿児島市 身体障害）

7=身体障害へ配慮を提供する様子が感じられない。申し出をしようとするにも座席に無表情に座っている雰囲気はあまりにも冷ややか。投票したい名簿の字が小さ過ぎて、見にくい。両手に障害を持つ者には、鉛筆は持ちにくいし、書くにも力が入らない。小さい紙に、鉛筆で書く選挙方法は、あまりにも前近代的過ぎます。なぜ鉛筆なのかありえない。タッチ式やマルバツ方式、もっと簡単にすべきと思います。（札幌市 身体障害）

8=<私=全盲=パソコン利用者=点字図書館に登録あり>の立場で、今回の選挙では、音声データや点字広報は、とりあえず投票日に間に合う、というスケジュール感での提供だった。選挙情報は「誰でも同じタイミング・同じ内容」にアクセスできるように整備されることが、民主主義の公平性を担保するために必要だと思います。ウェブサイトのアクセシビリティ（スクリーンリーダー対応）不足= 期日前投票を利用しましたが、その日までに閲覧可能な広報物は届かなかったため、Webで情報を探しました。しかし、選挙公報（公式）では、情報がなかなか得られなかった。公示日直後、まだ情報が公開されておらず、立候補者の人数、名前と

所属程度の情報であっても、スクリーンリーダーでは理解が難しく、結局のところは、ウェブのニュース記事から情報を得ました。アクセシブルな PDF であったとしても、スクリーンリーダーでは政策情報の比較・整理の難しさがあるため、フォーマットに則った構造化された（マシンリーダブルな）文書が必要です（我孫子市 視覚障害）

9=情報保障の形式を多様化する重要性。情報が”ふつうに目が見える人”のための文字中心になつておつり、紙媒体は、点字・音声・拡大文字などの提供が不足、必要な人に届いていません。ウェブでは PDF だけではなく、きちんと構造化されたアクセシブルな HTML でも情報提供されるべきと考えます。（我孫子市 視覚障害）

10=私は視覚障害者なので、各候補者や政党が出しているチラシや政策の画像に、ALT がないことが多く、何が書いてあるかわからなかつたです。（安房郡鋸南町 視覚障害）

11=期日前投票の、しかも早い頃だったので、まだテレビでの候補者自身の VTR が流れていない時期で、障碍者向けの情報については確認していません。（視覚障害）

12=全国比例の候補者名リストの文字が小さすぎる（越谷市 視覚障害）

13=実際にそういう情報の有無すらわからない（新潟市 視覚障害）。

14=視覚障害者向けの音声版での選挙公報があると良い（新潟市 視覚障害）

15=投票入場券への選挙名と有権者名が、点字シールで貼り付けられていた（昨年の衆議院選挙と 5 月に行われた県知事選挙では、「突然の選挙になり、和歌山市選管は、点字シールの準備ができなかつた」とのことです。点字版や音声版による「選挙のお知らせ」は、選挙終盤に届きますが、届くまでにほとんど期日前投票を行なうので、あまり役に立つていません（和歌山市 視覚障害）

16=埼玉県の広報誌「彩の国だより」の音声判を購読している人には音声判の選挙公報が配布されているが、十分に周知されていない点は残念。また、読み上げ対応 PDF の選挙公報が選挙管理委員会のサイトで公開されていたが、読み上げ順序の問題で理解が難しいものもなかにはあつた。さいたま市の選管で行う選挙では、音声読み上げ判の広報を mp3 ファイルが.pdf 版と共にサイトに掲載しており、良い取り組みと思うが、埼玉県の選管では未対応（埼玉県 視覚障害）

17=点字の広報が今までより早く届いた。いつもは届く前に期日前投票をしてしまつていた（福島県 視覚障害）

18=政見放送や街頭演説では、候補者によって手話通訳の有無に差がありました。候補者全員への障害者の参政権に関する理解や情報提供が十分ではなかったように思います。また、街頭演説には文字情報がなく、手話がわからないきこえない人にとって内容が全く伝わらない状況が多く見られました（東京杉並区 ろう）

19=点字公報が申請しなければ届かない。申請しても期日前投票がはじまっているタイミングで届く。墨字は早く届くので不平等を感じる。点字が印刷されてから墨字も配布すれば平等。このような提案を選挙管理委員会にメールするも返信がない（武藏野市 盲ろう）

20=十分に情報はありましたので特になし（新潟市 難聴）

21=投票所入場券は、選挙日が決まるとすぐ届いたのに比べて、選挙情報は準備が遅く手に届くまで時間がかかる。新聞広報などの選挙情報が出る前に、期日前投票した人がいる。（阿見町 難聴）

22=知的の人には、理解できない。（静岡市 知的障害）

23=知的障害のある息子にも読みやすい選挙情報に触れることが無かった（十和田市 知的障害）

24=今年の都議選、参議院選で初めて選挙公報が届きませんでした。都議選のとき伝えたのに参議院選でも同様。選管に伝えましたが新聞販売店に委託しているとのこと、謝罪がありましたが、情報が公平に届かないなどありえないことです（八王子市 知的障害）

25=選挙公報が届くのが遅い。いつも期日前投票を利用しているので、投票後に届くことが多い（東久留米市 知的障害）

26=期日前投票を利用した。選挙公報がまだ届いていなかった（札幌市 精神障害）

27=かつて、病院に入院中、投票はできたが、選挙公報が届けられないことがあった（国立市患者）

28=選挙前の報道に偏りを感じます（過敏症患者）。

29=政見放送などを利用しましたが、例えば文字通訳を使用するかどうかはその政党が決ることなのですべての政党が文字通訳、手話通訳を入れてほしい（郡山市）

30=テレビや外に出ていないと情報がはいりにくく（松山市）

31=政見放送はあるが、具体的な内容がよく分からない。高齢者や障がい者にもっと分かりやすく語ってほしい 当選した途端に市民に偉そうな態度になるのが嫌だ（薩摩川内市）

32=政党候補名などの具体的な表記で、漢字・かななどの例示が欲しい

33=今年は、選挙に关心がある年のように良かったです。「選挙割」というサービスもあるようで、みんなの暮らしが楽になってくれたら嬉しいです（豊橋市）

34=わかりやすいとは思えない（堺市）

35=字を書くことが難しい人でもまだスマホから投票できればやりやすい人は多いはず（みよし市）

36=これまでの選挙では、立候補者の詳しいデータの取得や確認が出来なかった。

37=選挙新聞などで情報は出していただいているが、実際に障害が重い人などは情報が多すぎて理解が難しい。また、候補者が多すぎると純粋に選ぶことも困難。福祉に関わるトピックス（福祉、教育、経済など絞って表記できる仕組みなど）など、ICT化しているならせめてタブレットなどネット情報だけでも精査できる仕組みを作つて欲しい。毎回こちらで作り直しなどが必要になる（堺市）

2) 投票所の環境など

38=選挙期間中は、投票所に出向きにくい障害者や高齢者などのために、リフト付きのマイクロバス・タクシーを各市町村に走らせてください（大阪市 身体障害）

39=選挙期間中は、投票所に出向きにくい障害者や高齢者などのために、個々の家や施設を回る巡回投票が出来るようにしてください（大きい病院等は入院患者対象に実施している）（大阪市 身体障害）

40=投票所のバリアフリー化はもちろんのこと、座って投票できるように安定した椅子をおいてください（大阪市 身体障害）

41=車椅子用の低い記入台が設置されていたが、低いために覗かれる不安があったし、支援しめようと声がけしてくれる係員からもオープンの状態であった（東京台東区 身体障害）

42=トイレが使えない（飯能市 身体障害）

43=一部の"投票所"が、とても"酷いバリアフリー"で、けが人も出たと聞く。キッチンと配慮して欲しい！前回、その"投票所"で怖い思いをした。通り掛かった方が、車から下りて手伝って下さった。なので、その"投票所"は避けた。安心して投票できる会場を希望する。（松戸市 身体障害）

44=決まっている投票所はいきづらいところなので期日前をします（一宮市 身体障害）

45=車椅子ユーザです。エレベーターがない建物の2階が投票会場となっている投票所で投票しました。入口の段差は簡易スロープが設置されていました。2階へ上がるのが困難な人用のインターホンを押して、投票箱を2階からおろしてきてもらい、1階の別室で投票しました。投票することができたので問題は無いですが、インターホンを押すことに躊躇する方（頑張れば階段を上がる方）もいるのではと思い、1階を会場にできないのか、期日前投票の投票所を増やせないのかなど感じます。また、日ごろは入口にスロープが設置されていない会場なので、以前まではこの会場で車椅子で投票できないのではないかと思っていた。そういうことが他にもいるのではないかと気にかかる（東大阪市 身体障害）

46=投票所入場整理券をなくした認知症の方が、お知り合いに連れられて投票へ行ったら、「用紙をなくした人は、普通来ないのでですが」と言われました。無くても受けれるのに、受けづらい対応がされました（平塚市 身体障害）

47=監視員？が見ているので、緊張する。車イスでスムーズに動けているのに、投票箱を傾けに来た。そのままの方が良い（東京荒川区 身体障害）

48=ジャスコが改裝なので不便。近くの学校等では、床にシートが張ってあるので、歩きにくい。障がい者駐車場がない（郡山市 身体障害）

49=当日投票所は、会場に段差があるところがあるので、ほとんどの障害のある人は、期日前投票を本庁や支所のバリアフリーのところで行っています（鹿児島市 身体障害）

50=配慮を申し出るコーナーなど、目に見える形で利用しやすくしてください（札幌市 身体障害）

51=バリアフリーになっていません。集会所が投票所になっていますが、入口の段差が有ります（高萩市 身体障害）

52=政党名と候補者名が、投票台の壁に貼ってあるが、特に比例区のそれらは情報量も多く、文字も小さくて、実質的に読めない。あらかじめ選挙公報で情報を得て、メモをもって投票に行っている（さいたま市 視覚障害）

53=期日前投票に行って代筆をお願いしています。投票所によっては、入口の受付の反対側で期日前投票をしたことがあります。その後直ぐに市議会議員さん言っておきました。その後そこに行っていないので改善されているかどうかはわかりません（都城市 視覚障害）

54=視覚障害者対応の研修を充実させていただけると安心して投票できると思います。昨年、県議会議員の方を通じ、杉並区が作成した YouTube 動画を資料として提供したところ、かなり改善しました（我孫子市 視覚障害）

55=待機場所や動線の確保で受付から投票用紙の準備に時間がかかることで人の流れが滞ってしまうため、待機場所の確保が必要だと感じます（我孫子市 視覚障害）

56=十分な広さ・丈夫な記入用の机の必要性がある。天板がアクリル板らしき簡易な机は、点字を打つ際に凹んでしまうので、十分に力を入れられません。また、狭く設置された両側の仕切り板は、動作に制限があったり、両手を使う必要がある人には邪魔であり、視覚障害者には顔面損傷の危険もあります。一般の方とは別の机に誘導されていることを踏まえると、そもそも仕切りが固定されている必要性があるのかも検討し、柔軟な対応が求められるとかんじます（我孫子市 視覚障害）

57=2013年から自筆で投票することが難しくなり、それからは、職員ふたりに付いてもらい、誘導と代筆してもらっています（鋸南町 視覚障害）

58=30 歳代で始まった視覚障害です。20 歳の頃から、一度も選挙を欠かしたことではなく、見えなくなつてからの 20 年も必ず行っています。私は、見えないだけで認知症などはないので、自分の意思で投票ができますので、できれば、他人である係の人が付き添いをするのではなくて、夫にいつも通りに付き添つてもらった方がストレスがなくて良いのになあと、いつも思っています。今は、化学物質過敏症という面倒な病気になつたので、相手の使っているシャンプーや洗剤に反応するので、ますますその必要性を感じています。もし悪化したら、投票所に行く事はできなくなるかもしれない、家族の付き添いも認めてもらえると良いなと、以前より思っています（視覚障害）

59=投票所の場所が知らされない。高知市には一般投票所が 99 か所、期日前投票所が 18 か所あります。今回の参議院議員選挙では 99 か所中 5 か所で投票所がいつもより変更になりました。期日前投票所は 18 か所中 3 か所が変更になりました。一般投票所の変更について 高知県・高知市は 40 年前に全国で先駆けて、投票所入場券には点字希望者には「とうひょうじょにゅ一じょ一けん」と点字記載がはじまっています。高知市では 5 か所の変更のあった投票所の点字希望者には、投票入場券と共に点字で、今回は○○小学校から○○保育園に変わりました」と点字で案内が入っています。このように、有権者一人一人に直接点字案内があるのは、高知市くらいです。中には点字公報で、変更の知らされている自治体もあります。しかし、公報が点字で発行されているのは地方では一部です。また、衆議院議員選挙など、急な解散の時に点字公報で対応できる自治体がいくつあるでしょうか？（高知市 視覚障害）

60=記入補助具の存在を、立会人スタッフが把握しきれていない（新潟市 視覚障害）

61=全投票所に自身で候補者等の記名するための投票用記入補助具を設置してほしい（新潟市 視覚障害）

62=投票所となる小学校の体育館やコミュニティセンターは、公共交通機関からは離れた所にあることが多く、障害者や高齢者は、投票に行きにくい環境です（和歌山市 視覚障害）

63=私は全盲の点字使用者です。7 月 10 日木曜日 16 時過ぎ、第 27 回参議院選挙の期日前投票の会場である豊島区役所の会議室に娘と行きました。並んでいた列に係の方が来て、娘が記入してくれた私の分の入場整理券を持って、私を案内してくれました。投票用紙の発券機の所で、（代理投票で）と言われたので、私は慌てて（点字投票をおねがいします）と言いました。中央に点字機、その左に点字印刷された候補者名簿がおかれた机に案内されました。今までなら自分でやっていましたが、係の方が、東京選挙区の投票用紙を点字機にセットしてくれました。私はいつものように候補者名を書き、点字機から外して右に置きました。私が比例候補の名簿を確認している間に係りの方がまた投票用紙をセットしてくれました。私は比例候補者名を書いて、用紙を外し、さっき置いた東京選挙区の用紙を取りました。ところがありません。机の上全体を探りましたけれども、みつかりません。（投票用紙が落ちていませんか？）と声を出したら、係りの方が（ぼくが投票箱に入れてきました）と言いました。私は一瞬声が出ま

せんでした。私は比例の用紙を左手にしっかりと握り込み、右手に白杖を持って、（投票箱までおねがいします）と言い、案内してもらいました。比例は無事自分の手で投票箱に入れることができ、ほっとしました。これまで自分の投票用紙を他人に投票箱に入れてもらったことは一度もありません。私はもうすぐ70歳になる全盲のお婆さんです。係りの方はきっと責任感から親切丁寧に対応してくださったものと信じますが、私の中では、選挙権を持ってから初めて、モヤつとした気持ちになりました。選挙においての投票権は、政治参加の基本的な権利ではないでしょうか。たとえ障害者であってもできるかぎり自分の力で投票したいです。投票用紙を黙って持って行かれて、（入れておきました）と言われても、見えない私には何の確認もできません。投票所の係りの方は、投票する者のやることをただ代行するのではなく、自力で投票できるように、補助してくださることを希望します。（豊島区 視覚障害）

64=自分は点字投票をしており、投票所備え付けの器具は使い慣れないため書きにくいので、いつも自分が使っている携帯点字器を持参して投票している。候補者や政党の点字による一覧の用意を含めて、今回も問題はなかった（さいたま市 視覚障害）

65=記載台が揺れて、点字がうちににくいという声を選挙管理委員会（福島県・福島市）に届けたが、改善は困難だろう。弱視の人にとっては、記載台が仕切られているので暗い、貼られている候補者のリストは小さくて見えにくいが、老眼鏡を勧められた（すでにメガネをしているのに）などという報告有り。点字器は2行だけのかなり昔のもので、点が打ちにくいという声が有り、福島市に伝えたところ、期日前の投票所の点字器は少し新しい6行書きだが依然としてうちににくいものに変っていた。偶然かもしれないが。自分で書きやすい点字器を持参しているという他の自治体の人もいる（福島市 視覚障害）

66=投票所にはコミュニケーションボードがあり助かりましたが、スタッフによって対応に差がありました。きこえないため「マスクを外して話してください」または「書いてください」とお願いしたところ、嫌な顔をされ、「もういい！」と言わんばかりの態度を取られ、とても残念に思いました。全てのスタッフが安心して話しかけられるよう、手話や筆談などの対応研修を徹底していただきたいです（杉並区 ろう）

67=参院選の期日前投票係員は点字版候補者名簿の使い方、対象を理解されていない様子で、必要性を説明することに時間を要した。当該係員は通訳・介助員に向かって話をし、当事者と向き合わない姿勢だった（武藏野市 盲ろう）

68=鉛筆で自筆するも2度芯が折れた。弱視者の見やすさも考慮すればサインペンが望ましい（武藏野市 盲ろう）

69=白杖を置けるフォルダーがあるとよい（武藏野市 盲ろう）

70=記入台がガタガタするので落ち着いて書けない（宇治市 難聴）

71=投票所に耳マークを設置していただき助かりました。難聴者は見た目だけでは分かりにくいので耳マークカードがあると安心です（新潟市 難聴）

72= 聞こえないので、次の誘導が分からぬ（聖籠町 難聴）

73=期日前投票の場所は広く、受付担当者はマニュアルどおりの対応だった。高齢の方が来ていたが、付き添いの人の声が大きく、叱られている感じがし、対応に時間がかかっていた。投票所側の個別対応がうまくできるとよい（阿見町 難聴）

74=期日前投票を行った。本人確認の際氏名を読み上げられたが、当然聞こえているという対応をされた。投票用紙への記入についての説明も口頭のみだった。「聞こえない、聞こえにくい人は筆談します」などの配慮が欲しかった（佐野市 難聴）

75=学区単位でなく、買い物・散歩等ついでに、寄れる場所に設置することを希望します。
(静岡市 知的障害)

76=投票の練習をする機会が無かった（十和田市 知的障害）

77=今回支援員が付き添ってもOKとのでしたが、周知されていなかったので実行できませんでした。障がいのある息子は毎回グループホーム職員が付き添いますが、投票の時は市の選管にバトンタッチします。慣れている職員が付き添ってくれた方が投票しやすいので改善を歓迎し、他の家族にも周知します（八王子市 知的障害・息子）

78=期日前投票のとき、会場のロビーには、係員がいたが、会場の外には係員が一人もいなかった。合理的配慮が必要な方々が来ても対応できない（札幌市 精神障害）

79=手が震えるので文鎮を要求してきたが、今回は準備されていた
(東久留米市 失語症患者)

80=以前から空気のバリアフリー化を行政には求めています。投票所も同様で、参院選公示日にも新潟市及び新潟県選挙管理委員会にも香害周知や立会人等へ香害周知を依頼した。今回の投票所内の空気環境、いわゆる「香害」は簡易測定装置での数値は前回衆院選時より改善し、サーチュレーターを回す等、空気の循環が可能な環境になってはいたが、防毒マスクの隙間から入ってくる空気は凄まじく、とても安心して呼吸が出来る空間ではなかった
(新潟市 化学物質過敏症)。

81=投票所の香害が酷く、毎度具合が悪くなるのを覚悟で投票しています。不特定多数の人が入る場所なので仕方ないのですが、せめてスタッフの方々だけでも無香料でいてくださると助かります。（岐阜市 化学物質過敏症）

82=軽度の化学物質過敏症です。香害に困っています。投票所に行く道にも、投票所にも人工香料が漂っています。投票には必ず行っていますが毎回、体力を削られるようで苦しいです。香料や化学物質による悪影響は過敏症患者だけにではなく、誰にでもあります。空気のバリアフリーを推進してください。投票にきちんと来るような方々には理解、協力してもらえるはずだと考えています（相模原市 化学物質過敏症）

83=入口に未だ消毒液が置いてあり、前の二人の方が使ったのでその臭いを吸ってしまったし、目が痛くなった。消毒液は安全なのでしょうか？（横浜市 化学物質過敏症）

84=柔軟剤、洗濯洗剤の香を発する投票者がいてとても、具合がわるくなりました。重度の化学物質過敏症の人が投票できる環境がない（旭川市 化学物質過敏症）

85=投票所が遠くて狭く、空気質が悪いのが辛い。我が町は、2022年の投票区再編で、最も広い第1投票区は 194km²になり、新設された投票所が投票区の南端に変更されたため、投票所まで我が家からは4km（15kmにもなる行政区も。他の投票所も町中心部に集中し、辺縁部の住民は投票所に行くのが困難になった）。化学物質過敏症で、今は夫が運転する自家用車で投票に行っているが、車酔いも激しいので4km先の投票所まで行くだけで頭痛や吐き気がして辛かった。投票所が公民館のエントランスホールのため狭く、ある程度換気に留意していただき専用の記載台も用意はしてもらったが、職員や立会人、来場者がまとう洗剤や柔軟剤の香料や殺菌剤などで空気質が悪く、急激な血圧の低下を起こし立っているのも大変な状態となつた。意識が朦朧として候補者名を書き間違えてしまったが、とにかく投票所内にいるのが辛く冷静な判断もできなくなっていたので訂正できないまま投票してしまった

（雫石町 化学物質過敏症）

86=消毒液のようなニオイが充満しており、気分が悪くなりました。また、来場者から洗剤や柔軟剤の強いニオイがして具合が悪くなるので、会場の換気を行ったり、5省庁が出している香害啓発ポスターを掲示する等していただきたいです（化学物質過敏症）

87=近年大手企業（P&G、花王、ライオン）を中心に市販の洗剤柔軟剤等（レノア、アリエール、ポールド、ジェルボール、アタック、ナノックス、ソフラン、さらさ、ニュービーズ、フレアフレグランス、アロマジュエル、消臭ビーズ等大半の製品）が、マイクロカプセルやナノ微粒子等を使用して香りや抗菌性能を異常に長持ちさせる仕様に次々とリニューアルされ、他人の着衣などからまき散らされる成分によって深刻な健康被害を受け、外出困難、対人折衝が困難となっている者が増えている（いわゆる香害）。NHKはじめ報道でも繰り返し取り上げられている新しい健康問題であり、国会質疑においても、化学物質過敏症は改正障害者差別解消法における合理的配慮の対象である旨の見解が示されているが、投票環境含め、社会の対応は全く追いついていない状況である。香害の一=因ではないかと疑われているマイクロカプセル等一部成分についてはEUで一部規制が始まっていますが、日本においても各種環境団体や患者団体などが法規制やメーカー団体に対する自主規制を求めており、現時点では日本で規制の見込みはなく、メーカーは何の反省もなく、「1週間抗菌効果が続く」「12週間続く香り」とい

った異常な製品を次々と展開し、健康被害者は増加する一方である。かつてシックハウス等が引き金であるとされていた化学物質過敏症も、今では多くが市販の洗剤柔軟剤が原因であるという医師の報告もある。法規制やメーカー業界団体による自浄作用が期待できない状況にあって、化学物質過敏症や香害被害により投票が困難な者への対応は急務である。今回の参院選においても、化学物質過敏症・香害健康被害者という観点からは、投票所の環境改善は全くみられていない。投票所の換気を励行する、芳香剤や蚊取り線香（殺虫・防虫剤）を撤去する、配置スタッフに対し化学物質過敏症患者や香害についての教育を行い、問題製品の使用を控えていただく等、投票のバリアフリー化の実施をお願いしたい。（文京区 化学物質過敏症）

88=化学物質過敏症ですが、期日前投票に麻生区役所はお手洗いにカルミックが設置され、お手洗いの外の空間までカルミック臭がしていて、投票所も同様でした。体調を崩し数日寝込みました。以前から区役所には撤去をお願いしていますが撤去が叶わず、現在区役所に行くことが困難になっています。設置以前は普通に行くことができていました。また、必要性について尋ねたところ、衛生面ではなく設置の目的が不明とのことでした。今回の投票は日程があつて期日前投票の必要性がありましたが、不要な製品が障壁となっていて投票に行くことが困難になっています。化学物質過敏症は選挙権すらも放棄させられ、人権が無いと感じています

（川崎市 化学物質過敏症）

89=駐車場がせまい（吉野ヶ里町）

90=期日前投票所が狭くて監視されてるようで嫌な雰囲気だ（薩摩川内市）

91=投票所の学校体育館のバリアフリーがあれば助かります。とくに車椅子のかたは入るのが大変です（調布市）

92=選挙人名簿との照会でいちいち生年月日を口頭で言わなければならないのは、プライバシー保護の観点から問題があると思う。口頭で言わない仕組みの導入が必要なのではないか（名古屋市）

93=選挙会場に入ったら誰が見ても一目見てわかるように、ルートの順路を示してほしい。例えば床に矢印を貼ったり、①などの順番の番号旗をたてたりして。また、案内係やお手伝い係としてヘルプ担当の人をわかりやすく配置してほしい（堺市）

94=座って書ける場所や時間がかかっても本人が焦らなくて済む環境をつくってほしい（みよし市）

95=自分はここ数年は期日前投票所を利用してきたが、回数を重ねるたび改善が進み投票でのストレスが少なくなってきた。

96=投票所では表記が文字だけになっている。文字が読めなく顔写真などないと選べない人もいる（堺市）

97=投票日の投票所が、遠いので、期日前投票所となっているところ（特に市役所）で出来るといい（郡山市）

3) 投票方法、投票用紙など

98=投票用紙は、鉛筆だけでなく、ボールペンでも記入できるようにしてください、そして、スペース的に書きにくい人への配慮をした大きめの投票用紙を作ってください。

(大阪市 身体障害)

99=投票箱は、出来るだけ自分で投票がしたいので、もっと入れやすい投票口の大きなものを作ってください (大阪市 身体障害)

100=座って記入できない (飯能市 身体障害)

101=会場へ入ってしまえば、特に"問題"はない。逆に、係の方が慣れないせいか、過剰な配慮に戸惑う (松戸市 身体障害)

102=用紙が小さいから代筆します (一宮市 身体障害)

103=身体上の都合で投票所に行けないので選管に問い合わせたところ、手続きのため代理人に依頼しなければならず苦労してやっと依頼して投票用紙を送付してもらった。施設や病院に居ればいいが、自宅にての投票が複雑すぎる。選管から出向いてしかるべきではないか。自分で行くに数千円の介護タクシーを利用せねばならん。年金生活しているのでそんな余裕はない。障がい者に投票出来る方策を希望する。正当な権利行使がしやすくすべき

(加古川市 身体障害)

104=文字を書くことに障害がある人にとっては、名前や政党名を書くことは負担になると思う。丸をつけるだけにするなどサポートしてもらわざ投票できるようにすることで、投票に対するハードルを下げたほうが良いのではと思う (東大阪市 身体障害)

105=多機能電動車いすですので、必ずしも低い記載台を使わなくてよい。案内要らない。鉛筆が滑りが悪く書き難い (荒川区 身体障害)

106=出来れば、タッチパネルとかその方の番号を書くなどにして欲しい、投票用紙を折るのが大変 (郡山市 身体障害)

107=私個人は、郵便投票を行なっている。投票用紙は、プラスチックが混じっている用紙なので、直筆で書くには書きづらいが、破れないようにの配慮だろうから、仕方ないかなあと思っている。名前に丸印をつける簡易な投票用紙であればなお良いかなあと思う。

(鹿児島市 身体障害)

108=係職員が、知的障害のある人に、何しに来た？といわんばかりに、いきなり「投票する気持ちはありますか」と尋ねてきた。同行している私から「なんてことを言うんだと」強く抗議した。無理やり投票の意思のない人を連れてきているように思った様子でした

(東かがわ市 身体障害)

109=両手が不自由なので、小さすぎる紙に、鉛筆で書くのはとても困難です。マルバツ式や、タッチ式で選べる方法を望みます。特に、鉛筆書きは、指に力が入らないのと、スベスベした紙質もあって書きにくいし、何より書き換えられる恐れがあって、今時、鉛筆書きはありえないです。人が握った鉛筆を使うのも不愉快極まりないです。心身共に障害者には不都合な投票です (札幌市 身体障害)

110=点字の投票の可否を、入口に表示しても良いのではないか (高萩市 視覚障害)

111=コロナ禍前と違い、筆記用具や投票補助具、メモの持ち込みを、スムーズに受け付けていただけたのは大きな改善だ。 (さいたま市 視覚障害)

112=投票用紙も記入欄も小さい。データで国民の年齢構造がわかるのだから、それに合わせて、せめて高齢者が投票しやすい用紙の大きさ、記入枠の見やすさに改善してほしい。

(さいたま市 視覚障害)

113=この視点での選挙結果の分析や総括が、どの政党にも足りない (さいたま市 視覚障害)

114=投票は、視覚障害者なので代筆をお願いしています。点字で投票したいのですが、選管の職員が点字版に用紙のはめ方を知らないので、選管職員にせめて点字版に投票用紙のはめ方を教えてもらいたい (都城市 視覚障害)

115=点字投票、代筆による代理投票の仕組みはあるが、利用が周知されていない。投票をあきらめる同輩が多くいます。 (我孫子市 視覚障害)

116=プライバシーと支援の両立の難しさ、とくに代理投票の場合、周囲の人に聞かれてしまうのでは？ という不安が拭えません (我孫子市 視覚障害)

117=投票所における「立候補者リスト」について、多様な形式での情報提供の必要性。基本、投票内容を決めて投票所に行きますが、”度忘れ”することは誰にでもあります。墨字も点字も読めない人は少なくないことから、立候補者リストを音声媒体でも設置していただきたいと思います。 (我孫子市 視覚障害)

118=ICT 活用（音声端末、タブレット入力など）の可能性。支援されてではなく、”自力”で投票が実現すれば、投票をあきらめる理由が減少するはずです。投票所の人員削減にもつながり

ます。 (我孫子市 視覚障害)

119=投票用紙の UD 化の必要性。枠内に、小さな字を書くことが困難な人もいます。点字表記がなく、表裏上下がわからない投票用紙を渡されることがあります。

(我孫子市 視覚障害)

120=点字投票をしていますが、墨字投票でも出来るとおもいますのでサインガードを投票上に設置して頂けることを望みます (視覚障害)

121=今回も、代筆で投票してもらいましたが、投票先を口頭で伝えるので、周りの人に聞こえてしまうのが課題だと思います。 (鋸南町 視覚障害)

122=今回、地元の視覚障害関係の NPO で 20 年くらい前から作ってくれていた、サインガイドがあるのですが、それと、最近市販されたサインガイドを、NPO の働きかけで全部ではないかも知れませんが市内の投票所に設置してくれていると聞いていました。私が行ったところには、市販の物があり、こちらは使いにくいやらしいと事前に聞いていたので、いつも通りに NPO で作ってくれたサインガイドで投票をしました。いつもこのサインガイドの説明からしなくてはいけなくてストレスだったのですが、今回、初めて説明をしなくてもわかつてもらえたので良かったです。ただ、全員が分かっているわけではなかったのか、サインガイドで書くとわかる方に話していたのに、直後に点字用紙を渡されそうになりました。これは見えなくなつてから、毎回点字機を貸し出そうとされていましたが、点字用紙を出されそうになったのは初めてで、中途で習つてもちゃんと点字ができないと悩んでいる私に対しては、かなりメンタルにきました。サインガイドは自分でえんぴつで書くので、それは理解してほしいと思いました (視覚障害)

123=投票用紙の上下がわかるような投票用紙にしてほしい (新潟市 視覚障害)

124=国政選挙であっても、投票用紙の大きさは異なるのでしょうか? (新潟市 視覚障害)

125=和歌山県の A さんは、4 年ほど前から全盲になり、今 点字を習い始めています。腕試しと思い、参議院選挙の期日前投票に行きました。「点字で投票したい」と申し出たところ、職員からは、「市内で、点字投票するのは、あなただけです。あなたが、誰に投票したかわかつてしまうよ」と代理投票を進められました。しかしご本人は、「代理投票を行なつても代理投票を行う二人の職員には、わかつてしまうから、点字で投票したい」と強く主張しました。点字機は、すぐ傍に置かれており点字で投票することができました。本人が、点字投票を求めてもなぜ、代理投票をすすめてくるのでしょうか? (和歌山県 視覚障害)

126=自分は点字が読み書きできるので点字投票しているが、投票用紙の記入位置を明確にするなど記入補助具が各種開発されているので、利用者の声も踏まえて投票所への備え付けと利用者への周知を進めると良いと思う (さいたま市 視覚障害)

127=枠が見えれば投票できる弱視者や高齢者、知的障害者には補助具が有効で、福島市は視覚障害者の要望を受け、すべての会場に手作りしたものを 2023 年から備え付けている。（筆記用具の持ち込み禁止と言うことで）今回、県の選管には、サンプルとして新潟のオアシス制作のマグネットつきを提供した（視覚障害）

128=投票所に掲示されている立候補者の名簿ですが、文字が小さく見づらく感じました。高齢者や視力が弱い方でも見やすいよう、文字サイズを大きくするなどの改善をお願いしたいです（杉並区 ろう）

129=武蔵野市は投票会場の中まで通訳・介助員と同行させてもらえるが、投票所によっては認められないことは現在もあるようだ。通訳・介助員は会場に葉入れても代筆・代読は認められず、係員の 2 名体制での筆記、投票を強いられるが、盲ろう者にすれば、非日常の場であり、不安な状態で、信頼できる通訳・介助員お支援が受けられないことは参政権をおびやかしていると言って過言ではない。全国にはこの状況から選挙に行かないことにしている盲ろう者が一定数いる（武蔵野市 盲ろう）

130=比例区の投票で選ぶポスターの文字が小さくて良く見えなかった（聖籠町 難聴）

131=移動スーパーのように、移動投票所が各行政区に来ればよいと思います
(阿見町 難聴)

132=知的な人には、親が代筆が出来れば、選挙参加可能（静岡市 知的障害）

133=親の同行が許されないなら、練習の機会を与えて欲しい（十和田市 知的障害）

134=知的障害のある息子は字が読めません。職員が選挙公報の顔写真や公約を説明して投票します。ノルウェーでは比例代表選挙で政党の色で投票すること、日本でも投票しやすい方法であれば投票率が上がると思います。以前は顔写真を記載台に貼ることを考えましたがそうすると今回の参議院選のように顔で選んで核兵器賛成のような候補者が当選しても困るので悩ましい所です。顔写真だけでなく政党の絵か写真も貼る。本当は人より政党の政策で選ぶような選挙制度にしてほしいです。数年前投票方法を総務省が絵入りで出していましたが、総務省から各自治体の選管、厚労省にも通知しそこから自治体の障害福祉課などにメールで周知し、それを各障害者の事業所に送るようにして周知徹底してほしい

(八王子市 息子が知的障害)

135=知人から聞いた話だが、期日前投票の会場に点字を打つ機器がなかったので、係員に代筆してもらった（札幌市 精神障害）

136=ネットで投票出来るようにしてほしい（旭川市　化学物質過敏症）

137=消えやすく、書き直せる鉛筆で書くのはいかがなものかと思います（化学物質過敏症）

138=現在、鉛筆なので問題ありませんが、もし油性マジック等の場合は、支障が出る可能性があります（化学物質過敏症）

139=係員が代筆する時に意思表明をしないといけないのですが、声を出すと聞こえてしまいそうで不安です。なんとか聞こえない方法を考えてほしい（郡山市）

140=期日前投票をしているが混雑する。手が不自由な人には用紙が小さいのでは（薩摩川内市）

141=政党名や候補者名などの表示が小さく見えにくい。特に政党名は小さくてみえない。対策をお願いしたら、老眼鏡を使ってと。弱視者と伝えるも対応策の提示なし。（弱視）

142=インターネットを使って投票させて欲しい（堺市）

143=紙が小さく書きにくい、ペンが太くないと書きにくいなどの人には全く配慮がない。ネット投票か、郵便投票の窓口を大きく開放すべき。

144=その場で文字を書ける方は書いて頂くがその場で選ぶことはとても困難。なので事前に封筒などで書いて持参している事を選挙管理委員にも知ってもらいたい。選挙管理委員の方の障害理解なども必要かと。障害支援関係者が投票所に配置していくことも一つかなと感じます。

145=代理投票で行っていますが、障害の特性上、指差しが出来ず、口頭で言うしかないので周り二聞かれてしまう。なので、タッチパネル式だといい

146=記名式投票では有効票と無効票の判別が難しいので開票作業に時間がかかるので、記号投票にすべきだ

4) 郵便投票や期日前投票など

147=今のところ、会場には行けるので会場で"期日前投票"をしたい。投票したという"達成感"がある（松戸市 身体障害）

148=郵便投票をもっとやりやすくしてほしいです（一宮市 身体障害）

149=期日前投票の場所は市内に3カ所で、少ないと感じている。投票日当日は日曜日と言うことでヘルパーがとりにくくという声も耳にする。期日前投票期間であっても外出にサポートが必要な障害者にとっては、予定の調整が難しいこともある。投票へのハードルが上がることによって投票を諦めてしまう人がいると思う（東大阪市 身体障害）

150=寝たきりに近い暮らしをしている人が郵便投票できる条件が厳しくて棄権せざるを得ない事例があります。もっと郵便投票しやすくなるために例えば不正を防ぐ等の課題をどう解決するか検討するなりして自宅での投票をしやすくしてほしい（神戸市 身体障害）

151=身体障害者以外の方も郵便投票が出来るようにしてほしいな。身体障害者1級は郵送での投票が出来るが、それ以外の障害者は投票所へ行かなければ投票できない。しかし、私のように重度慢性疲労状態で精神障害等級1級の者は、身体が苦しく投票所へ行くのが困難です。身体障害者だけでなく、他の障害者も郵送で投票できるように希望を出したのですが、実現されません（平塚市 身体障害）

152=今は期日前投票をしている。動けなくなったら、郵便投票または、データ投票が望ましい（荒川区 身体障害）

153=ネットで出来る環境（郡山市 身体障害）

154=障害のある人は、いづれもポストまで、本庁、支所までの移動が難しい。送迎体制を整えるような工夫が必要である（鹿児島市 身体障害）

155=期日前を利用している。郵便投票を検討したい（東かがわ市 身体障害）

156=郵便よりもオンラインを使ってください。わざわざ身体不自由な選挙人に、足を運ばせる投票自体に不作為を感じます（札幌市 身体障害）

157=利用したことがないのでわかりません。郵便投票よりもネット投票を検討していただきたいです（高萩市 身体障害）

158=今回は期日前投票を利用していない。また、視覚障害を理由に、郵便投票は利用できない（さいたま市 視覚障害）

159=期日前投票に間に合うタイミングで、選挙公報を配布してほしい
(さいたま市 視覚障害)

160=郵便投票制度の周知不足。郵便投票を利用している（したことがある）重度障害者に会ったことがありません。そもそも視覚障害で、郵便投票が利用可能かどうか（点字対応があるかなど）すら存じ上げない状況です（我孫子市 視覚障害）

161=農村部（僻地）における移動式期日前投票所の必要性。公共交通機関が乏しい地域では、郵便投票に加え、バリアフリーな移動式の期日前投票所の運用が必要であろうと思います（我孫子市 視覚障害）

162=何時も混雑すると思い、期日前投票でしております。別に困ったことはありません（視覚障害）

163=家族に代筆してもらえるならば、1人で投票所に行けないため、郵便投票ができるならしたいです（鋸南町 視覚障害）

164=郵便投票は将来的にはしなくてはいけない事もあるかなと思っていますが、まだやったことがないので、わかりません。期日前投票については、障害になる前はいつも当日でしたが、障害になって、自分の行けるタイミングで、しかも人が多くない状況で投票できるのでとても良いと思っていて、今では必ず期日前投票を行っています（視覚障害）

165=視覚障害者は一般投票所は点字ブロックもあまりなく小学校など普段行っていないので単独で行くのは困難性が高いです。期日前投票所利用が多くなっています。高知市広報では、墨字で今回参議院の18か所の期日前投票所の場所が記載されていました。しかし、点字公報には割愛されていました。公報のうち点字になっているのは高知市では4分の1だけです。市役所に聞くとホームページを見てください。といわれます。確かに期日前投票所の場所と時刻がアップされていました。いちいち、視覚障害者にとって使いにくいホームページを見ろというのでしょうか？（高知市 視覚障害）

166=期日前投票所の時刻。高知市は大方スーパーが19時まで、公的施設が市役所を除き17時までです。あんま針きゅう開業者にはこれでは公的施設はつかえません。大型スーパーは点字ブロックもありません（高知市 視覚障害）

167=「軒先投票」を。期日前投票所を増やすこと、移動式期日前投票制度を始めることを要望していますが、できていません。家の敷地寸前まで移動式期日前投票所のいく「軒先投票」を始める自治体もでできています。鳥取県智頭町と会見町です。点字郵便投票制度が実現できていない今、視覚障害者が安全に確実に点字投票ができるのは「軒先」投票です。その周知と実現を強く望みます（高知市 視覚障害）

168=視覚障害者でも郵便投票ができるようになってほしい（新潟市 視覚障害）

169=郵便投票は、毎回の選挙においてどなたかに選管まで行ってもらい、手続する必要があると聞いたことがあります、大変ではないでしょうか！（和歌山県 視覚障害）

170=自分は家から投票所まで近所で、投票に出向くバリアもあまりないので、特に必要はないが、マイナンバーカードを利用したシステムが普及しているのだから、オンラインによる投票もそろそろ行える時代だと思う（さいたま市 視覚障害）

171=ICT 活用による在宅投票の可能性。さらなる高齢化と働き手不足を鑑みると、ICT 活用による在宅投票の可能性を探る必要性は否めません。その際は、アクセシビリティと不正防止、秘密保持が課題となるが、そうしたことも踏まえ、まずは投票所においてアクセシビリティ確保を目的とした運用を試行しても良いのではないかと思います
(我孫子市 視覚障害)

172=期日前投票に行くことが多いので、スタッフも点字投票の対応・誘導に慣れてきた。

173=郵便投票にはさまざまな課題があると思いますが、時代に合わせてメール投票に移行することは難しいでしょうか。メール投票であれば、特に若い世代が投票しやすくなり、政治との距離が縮まり、投票率の向上にもつながるのではないかと考えます。
(杉並区 ろう)

174=昨年の 5 月に愛知県から引っ越してきて、武蔵野市で 3 回選挙で投票した。うち 2 回は選挙当日で会場の係員の対応がよかったです。最後の 1 回は期日前投票で係員の対応がよくなかったです。期日前の場合と期日で障害者への接し方の講習などに違いがあるように思えた（武蔵野市 盲ろう）

175=期日前投票のとき、投票所入場券の裏に署名、理由など書けば、受付手続きが省略される。しかし、入場券の説明の文字が小さいので、弱視や老眼の人などには分かりづらい。大事なことが伝わらず、不親切だと思います（阿見町 難聴）

176=期日前投票のスペースが狭い、個人情報が保てるか、車いすで参加できるか、疑問（静岡市 知的障害）

177=選挙に行く気持ちがあっても投票所まで行けない障害者や高齢者がいます。こだわりの強い自閉症の方の場合、投票所で緊張してしまい、大声がでたりするので本当は郵便投票できればいいなと思います。郵便投票のハードルを下げてほしいです

(八王子市 息子知的障害)

178=郵便投票については危険性を感じる。他者が障害者を名乗って投票することがあるのではないかと危惧しています (東久留米市 知的障害)

179=私は、うつ病なので、たびたび外出できなくなります。今回は、期日前投票を利用できましたが、次回は、どうなるかわからない。郵便投票がよりしやすいようにしてほしい (札幌市 精神障害)

180=化学物質過敏症の重度者は会場に行けないので、郵便投票できるようにしてほしい (旭川市 化学物質過敏症)

181=期日前投票所は、町中心部の町役場 1 か所だけ (我が家から 9 km) で利用できない。共通投票所も、新たに統合されて設置された投票所 3 か所が指定されたため、我が家のように近くの投票所が廃止されたために投票所が遠くなつた有権者には意味がない。

(鬼石町 化学物質過敏症)

182=移動支援は、9 人乗りの乗り合いタクシー (要予約) 「乗車利用券」を、"投票に来た人に対して"投票入場券と引き換えに一人 1 枚配布するというもので、乗り合いタクシーに乗ることができないような障害のある人に対する移動手段の提供にすらなっていない。せめて、障害年金 1・2 級の障害のある方は、身体障害者手帳がなくても郵便投票も認を認めてほしい (鬼石町 化学物質過敏症)

183=障害のある方や、化学物質過敏症で投票所へ行けない方の為に、簡単に郵便投票出来るようにしていただきたいです (化学物質過敏症)

184=投票場の環境改善が困難なのであれば、化学物質過敏症患者 (洗剤柔軟剤等にアレルギーを持つ者を含む) に対しても、郵便等による不在者投票を認める制度変更をお願いしたい (文京区 化学物質過敏症)

185=郵便で投票にしても届いた郵便物が臭くて、読む事が困難な事がよくあるので、公的な書類等を扱う方は無香料でお願いします (川崎市 化学物質過敏症)

186=郵便投票はやったことがあるのですが、代筆なのでプライバシーが保てません。いい方法を考えてほしい (郡山市)

187=自分で好きなタイミングで投票できるのは助かる (松山市)

188=期日前投票があることは評価できるが、混雑するので広い会場にして欲しい（薩摩川内市）

189=期日前投票も役所だけでなく、もっと身近で場所を増やして欲しい（堺市）

190=郵便の基準が厳しくまた、片寄っている（みよし市）

191=郵便投票が出来るならこれまでのストレスがなく選挙の投票に参加できるので、是非実現させていただきたい

192=郵便投票は、郵送が2往復もあり、コストも時間もかかります。本人確認や不正防止は理解できますが、特別感があり申し訳なく複雑な気持ちです（大田区）

193=郵便投票はとても必要。ただし、投票当日に地域の学校など投票に行く事で障害のある人がその地域で住んでいる事を知つもらう機会にもなっている（堺市）

194=寝たきりなど外出が難しい人も、郵便投票が認められない場合が多いので、対象を拡大すべきだ（東郷町）

5) その他

195=一般の学校で行われている主権者教育？が支援学校では行われていないと聞いたことがある。不公平ではないかと思う。得られる情報が限られてしまいがちな障害者にとって、学校でみんなと一緒に投票について学ぶ機会は必要だと思う（東大阪市 身体障害）

196=障害者が投票に行ったら、介助がいるかを聞いて欲しい。余計な配慮は要らないので（荒川区 身体障害）

197=合理的配慮をと思っていただくのは良いのですが、過剰に対応しなくても良いと思う（郡山市 身体障害）

198=今回、投票所で政党（比例）名が小さな文字であり、見えにくかった。見えないと伝えた障害のある人には、白板に書いてある大きな文字を見せてもらえて助かったと言う。（鹿児島市 身体障害）

199=投票出来る環境が、歩けない、文字が小さい、紙や鉛筆が使いにくい、あらゆる意味で改善がなされていないです。改善のない投票環境は公平性など全くなく、閉鎖的で悪意すら感じます（札幌市 身体障害）

200=最近、グリーンスローモビリティが話題だが。特に"必要"な障害者が利用できない。運転免許返納も視野にあるので、早急に対処して欲しい。（松戸市 身体障害）

201=やはり、公職選挙法を、CRPD や差別解消法に基づいて改正すべきである。
(さいたま市 視覚障害)

202=障害のある人が投票支援者を選べること、代理投票や点字投票での「投票の秘密の厳守」を図ること、移動支援者が確保できないため投票権行使できない移動障害者の投票権の確保、そのための郵便投票の改正は、大きな見直しのポイントだと考える
(さいたま市 視覚障害)

203=制度周知不足。点字投票・代理投票・郵便投票の存在を知らない人が多いため、多様な方法による周知・広報が必要です（我孫子市 視覚障害）

204=障害当事者と行政の協働・実態調査や改善の継続的仕組みづくりの必要性。当事者の声を反映した制度設計の必要性を踏まえ、制度設計や改善にあたり、当事者の意見を定期

的に反映する仕組みを作っていただきたいです（我孫子市 視覚障害）

205=投票環境は視覚障害者だけでなく、他の障害を持つ方にも共通する課題があるため、包括的な改善が求められます。改善が一度きりではなく、実態調査を継続して課題を見直す仕組みが必要です。社会全体の民主主義の質を高めるためにも、障害の有無を問わず誰もが安心して投票できる環境整備を進めていただきたいと思います

（我孫子市 視覚障害）

206=投票券が、いつも障害のない夫に準備してもらっていますが、自分だけでも、到着したことがわかり、切り離すことができると良いなと思っていますが、それにはきっと莫大なお金がかかると思うので、だったら未来の子供たちの為にお金を使ってほしいので、一応思った事だけ書いてみました（視覚障害）

207=投票所の全立会人に投票用記入補助具なるものがあることを周知してほしい（新潟市 視覚障害）

208=障害者はもとより、自動車を運転できなくなった高齢者には、「移動式期日前投票制度が喜ばれるのではないか？」（視覚障害）

209=補助具・筆記用具、メモを持ち込んでよいというが、禁止という自治体もあり、禁止なら福島市のように備えてほしいし、候補者名の張り紙も大きな文字にするか、手元で読める拡大版を用意すべき。点字のように。記載台の正面の壁に目を近づけても見えにくい弱視者もいるし、ルーペを持参しているともかぎらない（視覚障害）

210=ろう者が住んでいる地域の投票所に、手話通訳者が配置されると安心して投票できます。ぜひ実現してほしいです（杉並区 ろう）

211=投票会場で支援者による代筆・代読が認められるよう、公職選挙法の改正が望まれる（武蔵野市 盲ろう）

212=選挙に行かないことを公言してはばからない人がいます。選挙に行くことは素晴らしい、と思わせるようにしたいものです（阿見町 難聴）

213=高齢化により配慮が必要な人は多いはずだが、昔からやっている方法をずっと継続していて、何も改善されていない印象（佐野市 難聴）

214=会話できない者に、代筆は、親ができることに（静岡市 知的障害）

215=以前成年後見人がついた方が投票できない問題で裁判があり、「意志があれば投票できる」との判決のあと息子を期日前投票に同行した時、息子の顔を見て「この人に意志は

ありますか」と若い選管に聞かれたことがあり、侮辱を感じ、抗議しましたが、投票できず、そのあと投票に行きませんでした。その後「分かりやすいパンフ」を友人に送ってもらい、市の選管に2回要望書をもって申し入れに行き、選挙に行った障害者に意志はありますかなどと聞くのは差別だという話をしたことと、親ではなくグループホーム職員に同行してもらってから投票できるようになりました。息子は字が書けないので投票日に投票する候補者の名前を本人が親と一緒に書いたメモ用紙を選管に渡して代理投票してもらっていたので同じ方法をとったら期日前投票の時、さきほど書いたような状態でした。親と投票にいっていた時は20歳になってから一度も棄権することなく投票してきました。息子は候補者の演説を一緒に聞きに行ったりしているので選ぶことができます。市は障害者差別禁止法をいち早く作った割には職員に浸透していないので研修が必要だと思います。支援がたくさん必要な障害があっても、字が書けなくてもしゃべれなくても清き一票を行使させたいです。心にたくさん気持ちがあるのです。また障害者の家族の中には話ができる、字が書ける方は親と一緒に投票してますがそうでない場合は行く権利はないと感じます。息子は20歳過ぎてから退行現象で発語がなくなり字も書けなくなったことから、あるお母さんから「えっ、〇〇くん、選挙いってるの？！」と驚かれたことがあります。親もこういう人は選挙権があるのに行使できないと思っていて残念です。

(八王子市 息子知的障害)

216=周知がはかられなかつたため私が気が付いたのは選挙後でしたので次回からは厚労省通知なども活用するようみなに伝えます (八王子市)

217=札幌市は、広くて、期日前投票の場所が少ない。また、一般投票の会場も遠い。私は、足が悪いので、タクシーで行っています。バスなどを改造した訪問投票という制度があるそうですね。多くの方々が利用できるようにしてほしいです (札幌市 精神障害)

218=かつて、病院への入院が院内での投票の申し込みの期限後だったことから、それが叶わず、やむを得ず投票日に自宅近くの投票所までタクシーで出かけ、雨の中で投票することになった。これは、現在では「合理的配慮」によって改善されるべきではないか

(国立市 患者)

219=衣類の洗剤や柔軟剤等から揮発する成分、いわゆる香害によって室内環境が汚染され、苦しむ人がいる事が、殆ど知られていない現状をなんとかして欲しいと心から願う。仕事も学びも奪われ、人間関係も途絶し、経済的困窮に陥る化学物質過敏症患者は声を上げようにも上げられない人が多い。投票所だけでなく医療や避難所、介護等の施設の利用も不可能で命を諦めざるを得ないと覚悟している人が増えている事を看過できないはず。国は目をそらさず、真っ向から香害という公害に対し向き合って欲しい

(新潟市 化学物質過敏症)

220=いつもは入口と出口が違うのに今回は入口から出る形でしたので、並んでいるたくさんの人の横を通らなければならなかった。香害で息苦しかった 今こそソーシャルディス

タンスでは？（横浜市 化学物質過敏症）

221=化学物質過敏症は制度から抜け落ち、放置されています。対応お願いします。
(旭川市 化学物質過敏症)

222=岩手県盛岡市在住の知り合いの化学物質過敏症の患者さんから、移動手段もなく投票所の空気質が悪いために昨年の衆院選も今年の参院選でも投票できなかつたという話を聞いています。体調も悪くご自身ではアンケートにも回答することができないとのことで、ご希望をお聞きしたところ、巡回投票で投票できるようになってほしいとのことでした
(鬼石町 化学物質過敏症)

223=省略した政党名が同じ党があるのは紛らわしいので改善してください

224=化学物質過敏症は病気に対しての理解が無く、単なる香りの好き嫌い扱いをされていますが、暴露した後はふらつきめまいがあり、最悪の場合は事故で命を落としたり、喘息の発作で窒息死の可能性がある病です。ただ、カナダの様に公共機関を無香料化する事で障害の障壁が容易に取り除けるので、どうかご理解と共に対策をお願いします。

(川崎市 化学物質過敏症)

225=投票に関して特別な支援又は配慮が必要な人は別室で出来るようになれば助かる（郡山市）

226=薩摩川内市の期日前投票所は会場入り口が上り坂になってると車椅子では離合がしにくい狭さだ。重度の障がいがある人の意見が尊重され、自分の意思をしっかりと受け止めてもらえる選挙のあり方や投票所になることを願っています（薩摩川内市）

227=障害者の解雇。昨年度は過去最多 9300 人余。前年度比約 6900 人増というニュースに、驚きを感じています。数字に踊らされている可能性もありますが、いろんな人が暮らしくくなるのではないかと心配をしています。最近は、闇バイトという言葉もあってなんだか防犯を気をつける日が増えました。問題が大きく見えますが、自分の能力にお金をかけられる環境が増えていったら幸せが増える気がします。人が育つのは良い事です。

（本を読む、勉強をする、自分に自信を持つなど）合理的配慮をしてくれるのは、ありがたい事です。私は障害者ですが、人に優しくする、出来る事はやるなどのやる気がある姿勢がないと配慮も難しいと思っています。人間関係って難しいですが、人の成長に繋がると思っています。前向きな人は好かれると思います。行き過ぎた配慮を求めるのは、良い感じがあまりないです。とても政治に関心があります（豊橋市）

228=ネット投票の整備をしてほしい（みよし市）

229=立候補者のデータを速やかにテキストデータとしてメール等で送付するシステムを作ってほしい（視覚障害）

230=市町村で人口も違うので難しいと思いますが、全く同じというようにならないのは分かりますが、でも近づけて欲しいです（鹿児島市）